

4 財政援助団体等監査

都が交付している補助金等が、補助目的に沿って使われているか、出資している団体が、出資目的に沿った運営をしているかなどを監査しました。

平成19年は、補助金等交付団体、出資団体（都が資本金等の25%以上を出資している団体）及び各所管局について、平成17年度及び平成18年度の事業を対象として監査を行いました。

監査の結果、**56件の指摘及び意見・要望**を行いました。

監査実施団体数及び指摘等の件数は、以下のとおりです。

● 監査実施団体内訳と指摘等件数

| 区 分 | 監査対象団体数 | 監査実施団体数 | 指摘等件数 |
|----------|---------|---------|-------|
| 補助金等交付団体 | 2,418 | 189 | 26 |
| 出資団体 | 49 | 9 | 30 |
| 合 計 | 2,467 | 198 | 56 |

主な指摘、意見・要望事項は、以下のとおりです。

- ▶ 補助金の執行に当たり審査を適正に行うとともに、過大に加算した補助金の返還を求めるべきもの

特別養護老人ホーム経営支援補助金は、特別養護老人ホームが、視覚障害があるあん摩マッサージ指圧師を平成11年度以前から継続して常勤雇用している場合には、運営費補助金を加算するとしています。

平成19年の監査結果

しかしながら、平成12年度以降に採用したあん摩マッサージ指圧師に対しても補助金加算の対象としており、補助金が**約429万円過大に交付されていました。**

（【指摘事項】社会福祉法人T、福祉保健局）

➤ 補助事業執行の透明性を確保すべきもの

土地区画整理組合は、事業を進めるに当たり、専門的な知識・技術が必要とされることから、組合設立時点においてコンサルタント会社と換地業務等に関する包括的な協定を締結しています。このため、コンサルタント会社の選定についてはその重要性に照らして透明性を確保していく必要があります。しかしながら、都市整備局が、コンサルタント会社の選定方法についての指針を設けていないため、**選定経緯が不明なものなど、選定手続きに不透明な点が認められました。**

（【意見・要望事項】都市整備局）

➤ 労働者派遣に係る契約事務手続きを適切に行うべきもの

T株式会社は、下水道局から受託している汚泥処理の運転管理等に当たり、派遣事業者と労働者の派遣契約を締結しているが、その手続において、次のように透明性を欠いた状況が認められました。

- ① 特定の事業者と特定の人員で契約するに当たって、理由が付されていない。
- ② 予定価格の設定及び入札などを行っていない。

（【指摘事項】T株式会社）